

男鹿市告示第44号

男鹿市軽度・中等度難聴者補聴器購入費助成事業実施要綱を次のように定める。

令和7年4月1日

男鹿市長 菅 原 広 二

男鹿市軽度・中等度難聴者補聴器購入費助成事業実施要綱 (趣旨)

第1条 この告示は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「法」という。）第15条に規定する身体障害者手帳の交付対象とならない軽度又は中等度の聴覚障害を有する18歳以上の者に対し、コミュニケーション能力の向上や社会参加の促進、認知症予防の推進を図るため、補聴器購入費の一部を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する18歳以上の者
- (2) 身体障害者手帳（聴覚障害）の交付対象とならない者
- (3) 医師が補聴器を装用する必要があると認める医学的判定意見書（以下「意見書」という。）を徴することができる者
- (4) 過去5年以内に当該助成事業を受けていない者

2 助成対象者が身体障害者手帳の交付対象となる可能性のある場合には、あらかじめ身体障害者手帳の交付申請手続を行うものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく補装具費支給制度又は秋田県難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱に基づく難聴児補聴器購入

費助成事業の支給対象外となった者については本事業において助成する。

(助成額等)

第3条 補聴器購入費の助成額は、補聴器本体及び付属品を合わせた購入費に2分の1を乗じて得た額とし、5万円を上限に予算の範囲内で交付する。ただし、算出された助成額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 補聴器購入費には、修理費用、部品の交換費用及び付属品単体の購入費用は含まないものとする。

(交付申請)

第4条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補聴器を購入する前に軽度・中等度難聴者補聴器購入費助成交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 法第15条第1項に規定する都道府県知事の定める医師（補聴器相談医）が作成した意見書（様式第2号）

(2) 前号の意見書に基づく認定補聴器専門店（認定補聴器技能者。以下「販売事業者」という。）が作成した補聴器の見積書

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、助成の可否を決定し、助成することが適当と認めるときは軽度・中等度難聴者補聴器購入費助成交付決定通知書（様式第3号。以下「交付決定通知書」という。）及び補聴器購入費支給券（様式第4号）を、助成することが不適当と認めるときは軽度・中等度難聴者補聴器購入費助成不交付決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

(補聴器の購入)

第6条 前条の規定による助成の決定を受けた申請者は、交付決定通知書に基づき補聴器を購入するときは、見積書を作成した販売事業者から補聴器を購入するものとする。

(請求及び支払)

第7条 前条により補聴器を購入した申請者は、軽度・中等度難聴者補聴器購入費助成請求書（様式第6号）に領収書を添えて、市長に助成金を請求するものとする。

2 市長は、前項により請求があったときは、内容を審査の上、助成金を交付するものとする。

(代理受領)

第8条 市長は、申請者の利便性を考慮し、前条の規定によらず、申請者からの委任に基づき申請者に支給すべき額の限度において、申請者に代わり販売業者に助成金を支払うことができる。

2 販売業者は、前項の規定により申請者に代わって助成金の支払いを受ける場合は、補聴器を提供した際に、申請者から、購入費等の価格より第3条に定める助成金の額を除いた額（利用者負担額）の支払いを受けるものとする。

3 販売業者は、市長に対して第1項の助成金を請求する場合は、代理受領に係る軽度・中等度難聴者補聴器購入費支払請求書兼委任状（様式第7号）に補聴器購入費支給券（様式第4号）を添えて請求するものとする。

4 市長は、前項により請求があったときは、内容を審査の上、助成金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び返還）

第9条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に助成金を交付しているときは、その全部又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受け、又は交付を受けたとき。

(2) 補聴器を助成目的に反して使用し、譲渡し、貸与し、又は担保に供したとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、助成金の交付が不適當であると市長が認めるとき。

（補則）

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。